

序章 都市計画マスタープランの策定にあたって

1. 都市計画マスタープラン策定の趣旨
2. 計画の概要
3. 前都市計画マスタープラン策定後の
主な取り組みと評価
4. 国・県の動向

1. 都市計画マスタープラン策定の趣旨

平成12年(2000年)3月に策定された狭山市都市計画マスタープラン(以下、「前都市計画マスタープラン」という。)は、平成12年を初年として目標年次を平成32年(2020年)とし、おおむね20年後の都市の姿を展望した上で、本市の都市計画に関する基本的な方針を定めたもので『ひと・まち・しぜん 快適生活都市 さやま』を将来都市像として、以下の4つの基本方針のもと、各種施策を実施してきました。

“ひと” 全ての市民が安心して快適に住み続けられる都市の形成

“まち” 交流・連携により発展する活力ある都市の形成

“しぜん” 豊かな自然と共生するうるおいのある都市の形成

“個性” 個性的・魅力的な都市の形成

前都市計画マスタープランは、策定から約20年が経過し、この間、人口減少や少子高齢化の急速な進行、東日本大震災などによる安全・安心意識の高まりなど、社会経済情勢は大きく変化しています。こうしたなかでは、本市の現状(人口、土地利用、都市計画道路など)を整理・分析し、変化に応じ見直す必要があります。

また、都市計画マスタープランの上位計画として、平成28年(2016年)3月に第4次狭山市総合計画が策定され、埼玉県の計画である、狭山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(以下、「都市計画区域マスタープラン」という。)についても逐一見直しがされていることから、前都市計画マスタープランの見直しが必要です。

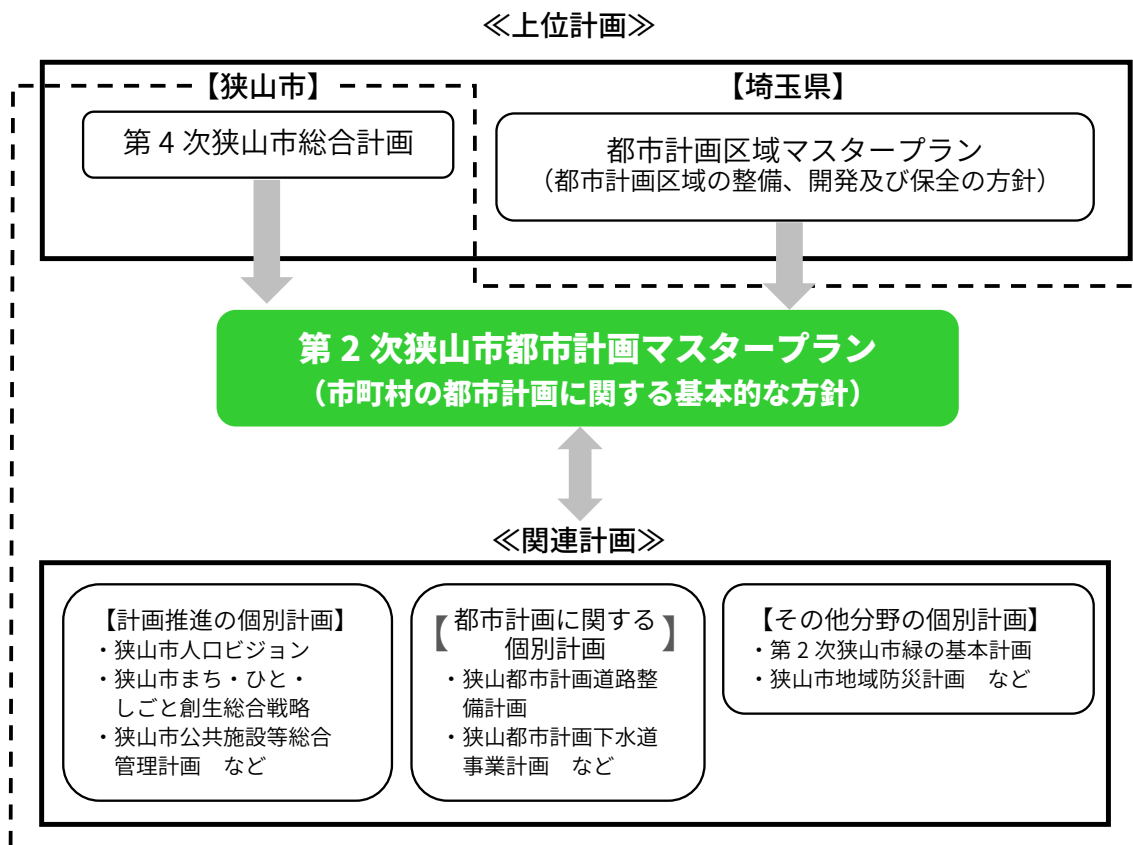
そこで、新たに第2次狭山市都市計画マスタープラン(以下「第2次都市計画マスタープラン」という。)を策定するものです。

2. 計画の概要

(1) 都市計画マスタープランの位置づけ

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づいて市町村が定める、市町村の都市計画の基本的な方針です。

■都市計画マスタープランと諸計画との関係



(2) 対象区域

第2次都市計画マスタープランの対象区域は、都市的土地利用と自然的土地利用が調和した秩序あるまちづくりを実現していくため、狭山市全域とします。

(3) 目標年次

第2次都市計画マスタープランは、令和3年(2021年)を初年として、長期を見据えたまちづくりを進めるため、20年後の令和22年(2040年)を目標とします。

ただし、おおむね5年毎に計画の進捗状況を評価するとともに、社会経済情勢の変化を踏まえて、必要な見直しを行うものとします。

(4) 計画の構成

市全体のまちづくりの方針を定める全体構想、地区・拠点づくりの方針を定める地区別構想及びまちづくりの実現に向けた計画の実現に向けて、で構成します。

■第2次都市計画マスタープランの構成

①現状と課題

本市の現状や国・県の動向、前都市計画マスタープランの評価、市民の意見などを踏まえて、都市計画に関わる課題を整理する。

②全体構想

「まちづくりの目標」

- 基本理念** 本市の都市計画に関わる課題を踏まえて、都市計画の視点によるまちづくりのビジョンを示す。
- 将来都市像** 基本理念に基づき、本市が目指すまちづくりのあるべき姿を示す。
- 将来都市構造** 市内の各種拠点とこれを結ぶ交通ネットワークにより形づくられる都市構造のあるべき姿を示す。
- 土地利用の方針** 基本理念及び将来都市像を踏まえて、本市の土地利用のあり方を示す。

「分野別の整備方針」

将来都市構造及び土地利用の方針の実現に向けての都市整備に関わる基本目標と基本方針を都市整備の分野ごとに示す。

③地区別構想

本市を8地区に区分し、全体構想の中で示された土地利用の方針や都市整備の方向性を踏まえて、地区ごとに、地区の特性を踏まえた将来のまちづくりの方針などを示す。

- | | | | |
|-------|------|-------|-------|
| 入間川地区 | 入曽地区 | 堀兼地区 | 奥富地区 |
| 柏原地区 | 水富地区 | 新狭山地区 | 狭山台地区 |

④計画の実現に向けて

計画の実現に向けて、市民や事業者をはじめとする多様な主体と行政が連携・協働して取り組むべき内容を示す。

3. 前都市計画マスタープラン策定後の主な取り組みと評価

平成12年(2000年)に前都市計画マスタープランを策定して以降の取り組みについて、都市構造・土地利用、道路・交通、公園・緑地・水辺環境、都市環境、産業の分野ごとに評価します。

分野	主な取り組みと評価
都市構造・土地利用	<p>【これまでの主な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 拠点形成に向けて、狭山市駅周辺の整備事業や、入曽駅の土地区画整理事業などに取り組んできました。 ● 土地利用に関しては、地域の実情に応じた用途地域・地区計画の変更、工業系用途地域の追加指定などに取り組んできました。
	<p>【主な実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 狭山市駅西口周辺地区整備事業の完了 ● 狭山市駅東口土地区画整理事業の完了 ● 狭山工業団地拡張事業の着手
	<p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 狭山市駅周辺における整備の完了や、狭山工業団地周辺の土地利用転換による基盤整備などについては大きな進展がありました。一方、当時は予測されていなかった人口減少が見込まれる現在においては、持続可能な都市を目指すため更なる拠点性の向上や計画的な土地利用により都市機能の集積と居住地の誘導を図る必要があります。
道路・交通	<p>【これまでの主な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 主要な幹線道路の整備とともに、バス系統の新設など市内外のネットワークの形成に取り組んできました。 ● 交通結節点の機能強化に向けて、駅周辺の自動車、自転車駐車場の整備に取り組んできました。
	<p>【主な実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 柏原新狭山線の開通 ● 東京狭山線の開通 ● 狭山市駅上諏訪線の開通 ● 狭山市駅西口駐車場の整備 ● 狭山市駅東西の自転車駐車場の整備
	<p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 都市の骨格となる道路網の形成に向けた取り組みの結果、広域連携を強化する国道16号や東京狭山線をはじめとする主要幹線道路が整備されています。その中で、計画的な道路整備や今後の高齢化社会に備え、地域公共交通の維持・改善についてさらなる取り組みを進める必要があります。

公園・緑地・ 水辺環境	<p>【これまでの主な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市民の憩いや安心を支える公園・緑地の整備に取り組んできました。 ● 本市を象徴する緑の保全に取り組んできました。
	<p>【主な実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 稲荷山特別緑地保全区域の指定 ● 公園面積の増加 ● 緑地公有化面積の増加
	<p>【評 価】</p> <p>● 公園の整備や自然環境保全の取り組みにより、市内には良好な公園や緑地、水辺環境が多く残されています。今後も、これらを次世代に受け継ぐために、適切な保全を継続していくとともに、公園などの適正な維持管理をしていく必要があります。</p>
都市環境	<p>【これまでの主な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設や低未利用地の適正な維持・管理に向けた計画の策定に取り組んできました。
	<p>【主な実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 狭山市公共施設等総合管理計画の策定 ● 狭山市空家等対策計画の策定 ● 各種公共施設の長寿命化計画の策定
	<p>【評 価】</p> <p>● 老朽化した公共施設・インフラの改修や更新における負担の増加に対して、持続可能なまちづくりと良好な住環境の維持に向けた計画の策定に取り組んできました。少子高齢化・人口減少が続く中で、今後も計画的な維持・管理に向けた取り組みが必要となります。</p>
産 業	<p>【これまでの主な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 工業団地の整備・拡張に係る用途地域の指定とともに、企業の立地促進に向けた道路・基盤整備などの操業環境の整備に取り組んできました。
	<p>【主な実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 都市計画法第34条第12号区域の指定 ● 柏原北地区の土地利用転換の実施 ● 狭山工業団地拡張地区基盤整備事業の着手
	<p>【評 価】</p> <p>● 市の活力となる市内産業の発展のために、土地利用転換や企業の立地に向けた支援を進めてきました。今後は、これまで整備を進めてきた既存の操業環境の維持を図ったうえで、圏央道の開通により高まる圏央道狭山日高インターチェンジ周辺の利便性を活かし、さらなる産業の発展に取り組む必要があります。</p>

■ 前都市計画マスタープラン策定後の主な取り組み

年 度	主なまちづくりの取り組み
平成12年(2000年)	● 狭山市都市計画マスタープラン策定
平成14年(2002年)	● 圏央道インターチェンジ周辺排水施設整備事業の実施 ● 国道407号の整備(豊水橋の架け替え)
平成15年(2003年)	● 新狭山駅エレベーター整備事業の実施
平成16年(2004年)	● 狭山市駅西口地区第一種市街地再開発事業の都市計画決定 ● (仮称)新都市線の供用開始(狭山市駅上諏訪線～中央公民館) ● 東京狭山線の開通(国道16号立体交差部) ● 柏原新狭山線の開通(柏原ニュータウン～いるまがわ大橋～国道16号) ● バス系統の新設(新狭山駅北口～柏原ニュータウン～笠幡折返場)
平成17年(2005年)	● 屋外広告物簡易除却事業の実施 ● 狭山市駅東口自転車駐車場の整備
平成18年(2006年)	● 狭山市駅西口地区第一種市街地再開発事業の事業認可
平成20年(2008年)	● 国道16号の市内区間が4車線化 ● 逆線引き地区(平野・南入曽)の用途地域の指定廃止
平成21年(2009年)	● 上広瀬土地区画整理事業が完了 ● 新狭山駅南口線の供用開始
平成23年(2011年)	● 柏原北地区内の都市計画道路笹井柏原線の供用開始 ● 市内循環バス路線の見直し
平成24年(2012年)	● 狭山市駅西口地区第一種市街地再開発事業の完了 ● 柏原北地区の用途地域追加指定(工業専用地域：約0.1ha) ● 東京狭山線の狭山市区間が開通 ● 狭山市駅上諏訪線整備事業に着手
平成25年(2013年)	● 狭山市橋梁長寿命化修繕計画の策定 ● 稻荷山配水場更新事業の着手
平成26年(2014年)	● 狭山市駅東口土地区画整理事業地内の菅原富士見台線・狭山市駅加佐志線の全線供用開始 ● 狭山市内水ハザードマップの作成
平成27年(2015年)	● 祇園地内の一部の用途地域変更指定(商業地域：約0.1ha、近隣商業地域：約1.1ha) ● 柏原ニュータウン地区地区計画の都市計画決定 ● 狭山市道舗装修繕計画の策定 ● 入間川洪水ハザードマップの作成
平成28年(2016年)	● 旧中央公民館等跡地利活用基本方針の策定 ● 狭山市公共施設等総合管理計画の策定
平成29年(2017年)	● 狭山市駅上諏訪線の供用開始
平成30年(2018年)	● 狭山市公共施設再編計画の策定 ● 入曽駅周辺整備事業基本計画を策定 ● 狭山市駅東口土地区画整理事業が完了 ● 狭山市下水道総合地震対策計画(第2期)の策定 ● 下水道ストックマネジメント計画の策定 ● 狭山工業団地拡張地区の土地区画整理事業を都市計画決定 ● 市内循環バス路線の見直し
令和元年(2019年)	● 稻荷山配水場更新事業の完了 ● 狭山工業団地拡張地区の用途地域追加指定(工業地域：約11.3ha、工業専用地域：約8.2ha) ● 入曽駅東口土地区画整理事業の施行の認可
令和2年(2020年)	● 狭山市空家等対策計画の策定

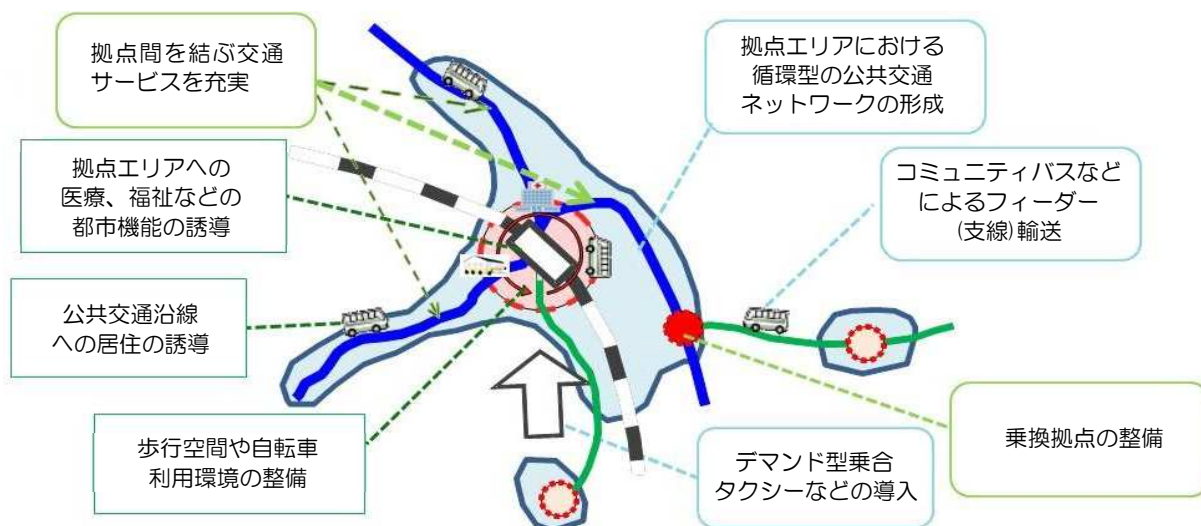
4. 国・県の動向

(1) 国の動向

都市のコンパクト化と都市の周辺などの交通ネットワーク形成による『コンパクト・プラス・ネットワークの都市構造の形成』や『社会資本の老朽化対策』『官民連携などの推進』は人口減少・少子高齢化が今後進む中で、住民の生活利便性の維持・向上、サービス産業の生産性向上などによる地域経済の活性化、行政サービスの効率化などによる行政コストの削減などを実現する有効な政策手段として推進されています。

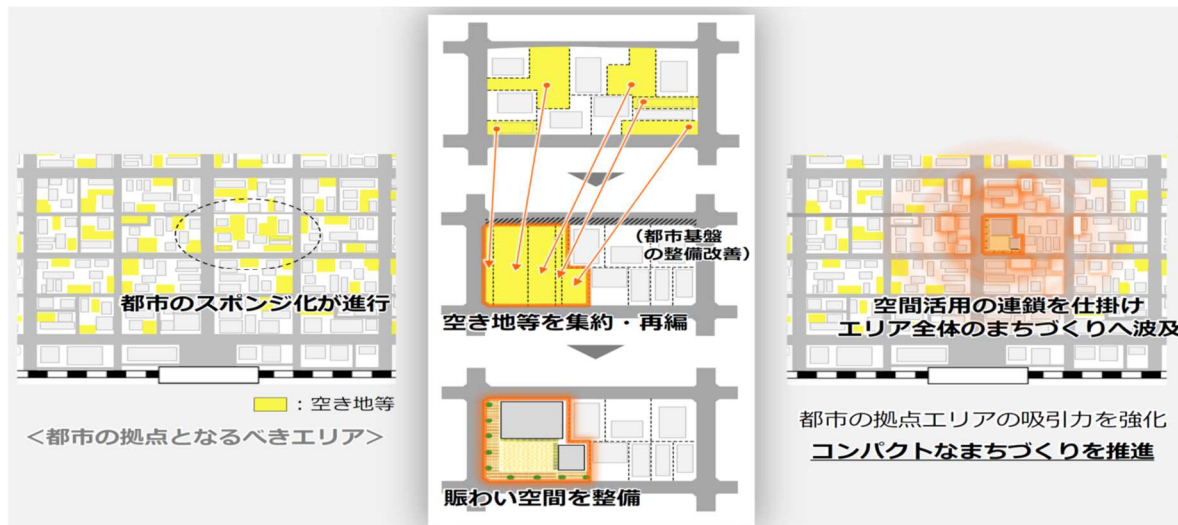
こうした流れを受け、市街地整備では、都市の拠点となるエリアにおいて、人口減少などに伴って空き地などの低未利用地空間が時間的・空間的にランダムに発生する『都市のスポンジ化』への対策、社会資本整備においては、優先度や時間軸を考慮した選択と集中の徹底と既存施設の有効活用や集約・再編などによる『社会資本のストック効果の最大化』が重要となってきたことを踏まえ、都市計画やまちづくりなどを検討する必要があります。

■ コンパクト・プラス・ネットワークの都市構造



【出典】国土交通省

■ 都市のスポンジ化対策イメージ



【出典】国土交通省

(2) 県の動向

埼玉県5か年計画

現行の埼玉県5か年計画は、平成29年度(2017年度)から令和3年度(2021年度)に取り組むべき施策の体系を明らかにしたもので、将来像として『希望と安心』『活躍と成長』『うるおいと誇り』の埼玉の実現が掲げられています。

本市の位置する西部地域における地域づくりの方向性では、主に以下について、都市計画やまちづくりなどを検討する必要があります。

- だれもが健康で生き生きと活躍できる快適で暮らしやすいまちづくり
- 子育て環境の充実、子育てに魅力を感じるまちづくり
- 歴史・文化、自然環境などの多彩な地域資源の活用などによる地域の魅力向上
- インターチェンジへのアクセス改善
- 圏央道周辺における産業基盤整備と企業誘致
- 防災対策や治水対策

まちづくり埼玉プラン

現行のまちづくり埼玉プランは、令和元年度(2019年度)から10年間の埼玉県の都市計画の基本指針を示したものです。『みどり輝く 生きがい創造都市』の将来都市像のもと、3つのまちづくりの目標が掲げられています。

【目標1】 コンパクトなまちの実現

- 駅周辺など地域の中心となる市街地は、人々の暮らしを支える場、交流の場として、本来持つべき都市機能を復活・充実させます
- 市街地における医療・福祉施設を充実させ、高齢者などだれもが暮らしやすいまちづくりを進めます
- 高齢者をはじめだれもが自由に移動できるよう、使いやすい都市交通環境の整備を進めます
- 公共交通の利用促進やみどりの創出など、省CO₂型の持続可能な都市を目指します
- 県民が安全に暮らせるよう、都市の防災機能を高めます

【目標2】 地域の個性ある発展

<プラス1のまちづくり>

- 地域の特性や資源を磨いて地域の価値を高め、活力ある地域づくりを進めます
- 人々の出会いと交流の場を創り、にぎわいのある都市を創ります
- 歴史や文化を生かし、新たな発見のある、訪れたいと感じる都市を創ります
- 美しい街並み景観を創造し、住みたいと感じる都市を創ります

<産業応援まちづくり>

- 雇用の場を確保し、地域の活力を高めます
- 充実した高速道路網や地理的な優位性を生かし、戦略的に産業を集積します

【目標3】 都市と自然・田園との共生

- 都市の利便性と田園のゆとりを享受できる魅力的な都市を創ります
- 都市とみどり、都市と川、都市と田園が共生した多彩な田園都市を創ります
- 都市の身近に残る豊かな自然や田園を貴重な財産として守り、生かしていきます

狭山都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (都市計画区域マスタープラン)

都市計画区域マスタープランは、平成29年(2017年)からおおむね20年後を展望した上で、広域的、根幹的な都市計画に関する方針などを、まちづくり埼玉プランに基づき定めたものです。

都市づくりの基本理念は、まちづくり埼玉プランと共通させた上で、地域が担うべき役割を明確にするため、市内に3つの拠点位置付けています。

【中心拠点】 狭山市駅周辺

- 狭山市駅の周辺は、環境との調和に配慮しながら、商業業務施設、公共施設、医療・福祉・子育て支援施設など多様な都市機能を集積し、まちの顔となる拠点を形成する

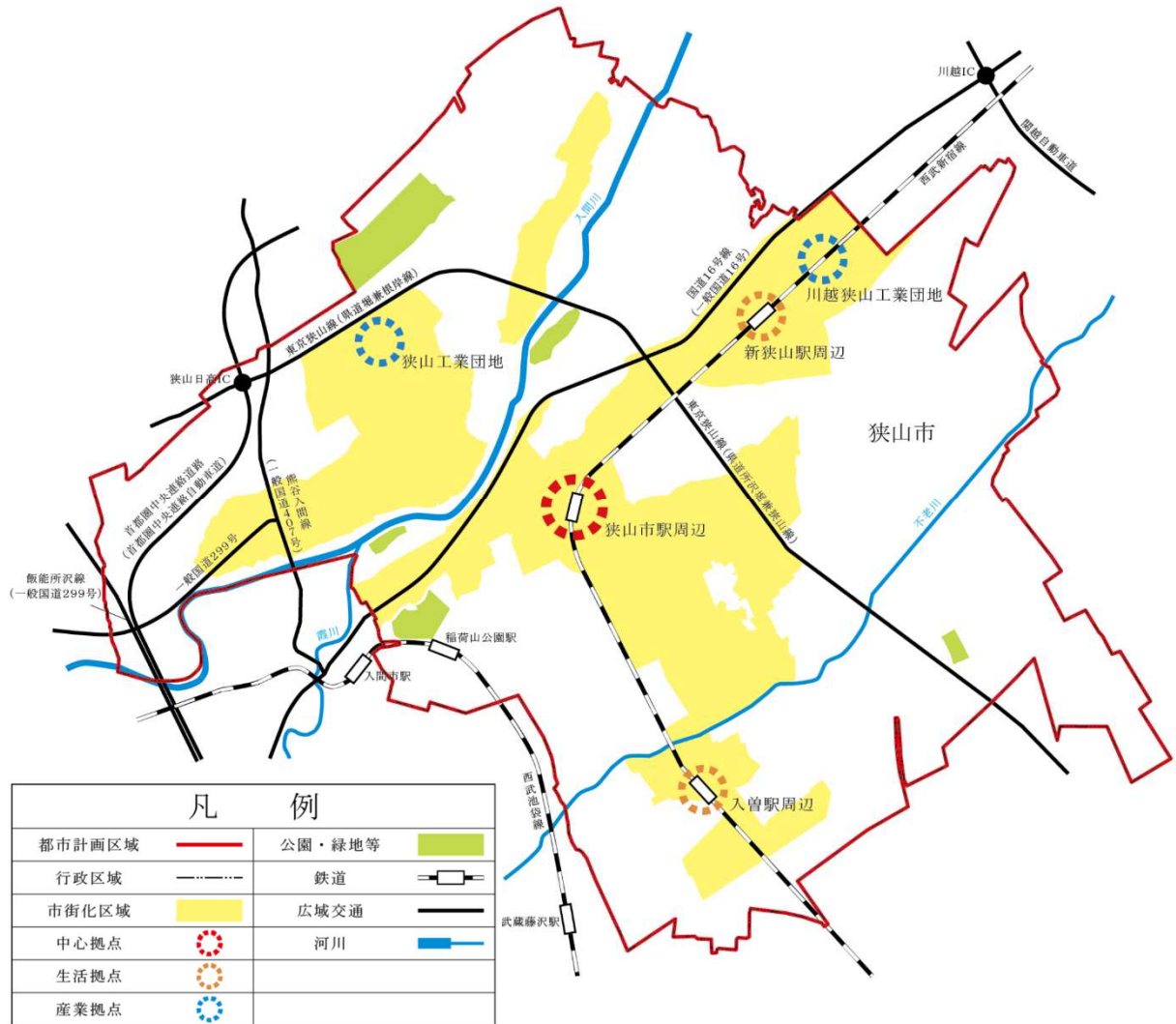
【生活拠点】 入曽駅、新狭山駅周辺

- 入曽駅や新狭山駅の周辺は、商業施設、公共施設、医療・福祉・子育て支援施設などが充実した地域生活を支える拠点を形成する

【産業拠点】 川越狭山工業団地、狭山工業団地

- 川越狭山工業団地や狭山工業団地は、産業を集積する拠点を形成する

■狭山都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針図



(注)方針図は、おおむねの位置を示している。
公園・緑地等は、広域的なもの示している。